

# 令和元年度事業報告

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

当センターは、昭和54年12月に千葉県における浄化槽の法定検査を担う社団法人として設立され、廃棄物処理法に基づく厚生大臣の指定検査機関として事業を開始しました。

そして、浄化槽法の制定・施行に伴い、昭和61年3月に改めて千葉県知事の指定を受け、さらには公益法人制度改革の中で、平成25年3月に公益社団法人としての認定を受け、引き続き、県内唯一の浄化槽の法定検査機関として、その役割を担ってきました。

その後、千葉県は法定検査の未受検者対策として、一般財団法人千葉県環境財団を新たな検査機関に指定し、平成30年度からは2つの法定検査機関が県内を区域割りして検査業務を行うこととされました。

令和元年度は、6月に浄化槽法の大改正が14年ぶりにあり、施行は令和2年4月1日からとなりました。

また、千葉県にとっては、9月に台風15号の強風で住宅被害が多発し、停電による混乱が長引くとともに、10月には台風19号の被害があり、10月25日の豪雨では県内各地で水害や土砂災害が発生しました。そして、2月以降は新型コロナウイルスの感染拡大により社会生活に大きな影響が出るなど、多難な1年でした。

このような状況の中で、千葉県環境財団との区域割り検査を実施し、低迷する千葉県の法定検査の受検率を向上させ、公共用水域等の水質の保全を図るため、検査業務の推進に取り組んでまいりました。

特に、昨年度から実施している11条検査の未検査浄化槽を対象に県及び保健所設置市の指導文書の発送により、今年度は約1,900基（依頼率25%）の依頼促進ができました。

また、当センターの事業運営に関しては、区域割り初年度の移行措置の影響がなくなったことで、収益構造の変化という課題が明確になりました。

今後とも、関係機関等と連携して法定検査の受検率のより一層の向上を図るとともに、検査業務の適正かつ着実な遂行について、引き続き努めてまいります。併せて、当センターの経営基盤の強化についても、取り組んでまいります。

## 1 会員の異動状況

令和元年度末における会員数は、次表のとおり前年度末に比べ 7 社が退会、3 社が資格喪失して、183 社となりました。（正会員：10 社減）

[会員の入退会の状況] (単位：社)

区 分	平成 30 年度 会員数	令和元年度		
		入会	退会等	会員数
正会員	190	0	10	180
賛助会員	3	0	0	3
特別会員	0	0	0	0
合 計	193	0	10	183

(令和元年度末現在)

## 2 総会・理事会等会議の開催

令和元年 6 月 5 日に公益社団法人へ移行後の第 7 回定時総会を開催し、平成 30 年度事業報告・決算及び令和元年度事業計画・予算について審議・議決するとともに、役員を選任を行いました。

4 月、7 月、9 月及び 12 月に理事会を開催し、3 月の理事会は新型コロナウイルスの影響で書面決議となりました。また、6 月の臨時理事会で、執行役員を選定しました。

併せて、執行役員による執行委員会を 6 回開催し、センター業務の適正な運営を図りました。

## 3 法定検査事業

令和元年度の法定検査実施基数は、次表のとおり 47,564 基（7 条検査 3,033 基、11 条検査 44,531 基（うち 11 条 BOD 検査 15,519 基））で、平成 30 年度実績（48,252 基）に対し 688 基、1.4%減となりました。

令和元年度の事業計画での目標基数（51,500 基）に対しては、7 条検査で目標（4,500 基）を 1,467 基下回り、11 条検査については目標（47,000 基）を 2,469 基下回り、全体では 3,936 基下回りました。

特に 11 条 BOD 検査は、平成 30 年度の第 2 四半期までは県全体を実施する移行措置があったことから、令和元年度の前半はその反動で大きく検査基数が落ち込み、年度後半の努力でもカバーすることができずに目標（17,000 基）を 1,481 基下回りました。

また、法定検査の実施結果については、浄化槽法に基づき、毎月、千葉県及び保健所設置市（船橋市、柏市）に報告するとともに、不適正と判定された浄化槽については、管理者等に対して、適宜、改善策等の助言を行いました。

[令和元年度法定検査実施基数（過去5か年度の推移）]

検査区分		年度	R01	H30	H29	H28	H27
7条検査			3,033	1,282	4,714	5,578	4,092
11条検査	全項目		29,012	29,277	31,211	29,752	28,608
	BOD		15,519	17,693	20,527	14,587	14,614
	小計		44,531	46,970	51,738	44,339	43,222
合計			47,564	48,252	56,452	49,917	47,314

[令和元年度検査区分別判定結果]

検査区分		検査基数	判定結果		
			適正	おおむね適正	不適正
7条検査		3,033	1,823	797	413
11条検査	全項目	29,012	14,496	13,220	1,296
	BOD	15,519	13,464	2,054	1
	小計	44,531	27,960	15,274	1,297
合計		47,564	29,783	16,071	1,710

法定検査の効率化を目的に平成18年度から導入した11条BOD検査について、現地での採水・確認調査を担当する嘱託採水員の技術水準の維持・向上を図るための講習会を7月23日及び24日に、さらに新規受講者を対象として11月6日に開催しました。

#### 4 検査遅延解消に向けた取組み

当初確認された検査遅延浄化槽1,752基のうち、令和2年3月31日までに1,543基の検査を実施し、42基の返金をしました。

残りの検査遅延浄化槽167基については、引き続き受検の案内をするとともに、浄化槽の未設置・未使用、下水道接続等による廃止、浄化槽管理者の変更等の実態が確認されたものは、それぞれの実情に応じて検査手数料の返金等の手続きを進めます。

## 5 関係機関との連携協力による受検促進の取組

7条検査については、浄化槽管理者及び不動産業者に対する法定検査受検の徹底・促進を図るため、県、船橋市、柏市の指導文書の通知及び受検案内文書を送付しました。

11条検査については、検査実績はあるが近年は未受検の者に対し、前年度から引き続いて県及び関係市の督促文書を受検案内とともに送付し、連携協力した取組みを行いました。

また、市町村における浄化槽の設置補助制度や維持管理補助制度の的確な運用を図るため、対象浄化槽に関する受検情報の提供を行いました。

さらに、浄化槽一括契約制度の普及について一般社団法人千葉県環境保全センターとの連携など、関係団体と協力により受検促進を図りました。

## 6 浄化槽基本情報の整備

千葉県から「浄化槽総合管理システム業務委託（データ管理委託）」を受託し、浄化槽の新規・変更及び廃止等の情報について、電子台帳への登録入力を行うとともに、浄化槽の設置情報、合併処理浄化槽設置促進事業補助金の交付状況、法定検査受検状況等についてデータベース化し、法定検査を効果的に行うための基礎情報の整備を行いました。

これらのデータベースにより、県水質保全課・各地域振興事務所と当検査センター及び千葉県環境財団がネットワークで結ばれ、情報の共有・活用が図られました。

また、改正された浄化槽法では県及び保健所設置市が浄化槽台帳を作成することが明記されたことから、県から「浄化槽台帳一元化業務委託」を受託し、改正法の施行に先立って県が保有する単独処理浄化槽のデータ等について、浄化槽総合管理システムの電子台帳へ取り込みました。

併せて、船橋市及び柏市が整備する浄化槽台帳に対しても、作成に協力をしました。

## 7 普及啓発等の活動

千葉県・関係団体と連携して、浄化槽管理者等を対象とする「浄化槽講習会」を東金市で開催するとともに、「エコメッセ 2019 in ちば」等のイベントに参画し、浄化槽の適正管理と法定検査の重要性等について意識の啓発を図るための活動に取り組みました。

なお、「第17回印旛沼流域環境・体験フェア」については参加を予定していましたが、10月25日の豪雨により中止となりました。

また、合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換促進の必要性などについて啓発するためのパンフレットを活用し、関係団体と連携して広報に取り組みました。

## 8 事務局組織体制の充実等

検査センター職員のコンプライアンス意識向上を図るため、令和2年1月7日に全職員を対象として研修会を開催しました。

公益財団法人日本環境整備教育センター及び浄化槽指定検査機関・関東甲信越ブロック協議会等の外部機関による研修の機会等を活用し、職員の資質の向上を図りました。

また、平成22年度に認証取得したエコアクション21(環境省のガイドラインに即した環境保全経営システム)に基づき、エコドライブの徹底、使用電力の削減など自らの事業活動に伴う環境負荷の継続的な削減に取り組みました。